

物 品 購 入 契 約 書

物品の購入について、発注者 城南衛生管理組合と、受注者 ○○○○○○○○とは、次の条項により、契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

物 品 名	城南衛生管理組合新事務所棟什器備品購入
仕 様	別紙仕様書による
契 約 金 額	¥○○○, ○○○－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥○○, ○○○－)
納 入 期 限	令和6年7月31日
納 入 場 所	新事務所棟 (宇治市宇治折居 18 番地)
契約保証金	免 除

(納入の通知)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査等)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは、その日から7日以内に検査を行うものとする。

2 発注者は、検査の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、受注者に対して他品との交換又は修繕を求めることができる。

(代金の支払)

第4条 発注者は、前条の検査を完了した後、受注者からの支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第5条 この契約の履行について発生する一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 受注者からこの契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

① 役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は

その支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(納入遅延の措置等)

第7条 受注者が第1条の納入期限までに物品を納入しない場合は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ1日につき契約金額の1000分の1の割合とする。

(物品の保証)

第8条 受注者は、目的物について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)と認められたときは目的物を補修し又は契約不適合から生じた損害について、発注者に対して賠償の責を負うものとする。

(補則)

第9条 この契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者	住 所	京都府八幡市八幡沢1番地
	名 称	城南衛生管理組合
	代表者名	管理者 松村 淳子 ⑩
受注者	住 所	
	名 称	
	代表者名	⑩

(その他特約条項)

1. 発注者は、この契約に関し受注者の談合等不正行為が判明したときは、当該談合等不正行為による損害賠償金を受注者に請求する。
 - (2) 第1項の損害賠償金は、契約金額の10%とする。
 - (3) 談合等不正行為の判明とは、独占禁止法違反で公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令がなされ審決が確定したとき及び刑法に基づく競争入札妨害罪、贈賄罪が確定したとき。
2. この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。